

英米の政治・経済 A (2003.5.19)

6. アメリカにおける人種問題と差別撤廃政策

<アメリカ社会の「原罪」としての奴隷制>

アメリカは1776年の「独立宣言」以来、「自由・平等」を掲げてスタートした国だが、独立宣言を起草したトマス・ジェファソン自体がヴァージニアの大農園主・大奴隷主だったように、建国当初から、アメリカ民主主義にとっての大きな矛盾として奴隷問題が存在した。アメリカは世界中から多数の移民を受け入れ、異なった文化を背景としながら、一つのアメリカ文化を形成していく。「人種のるつぼ melting pot」、「文化多元主義 cultural pluralism (サラダ・ポウル理論)」、「多文化主義 multiculturalism」といったことがしばしばアメリカ社会の原動力としてたたえられてきたが、アフリカから強制的に奴隷として連れてこられた人々の子孫である黒人たちは、自らの文化的アイデンティティも曖昧なまま、差別と貧困で苦しんできた。1960年代の公民権運動以降、法的な人種差別は解消されたが、社会的経済的差別は今日でも続いており、人種差別をどのように解消・補償し、マイノリティの人々とマジョリティの白人たちが共存・共生していくのがアメリカ社会の大きな課題となっている。

<黒人問題の特殊性>

2000年の国勢調査では、白人、黒人、アメリカン・インディアン、アジア系、ハワイアン他の太平洋島民というカテゴリーに加えて、複数カテゴリーを同時に選択するマルチレイシャルという新たなカテゴリーを採用した(表3)。これはアメリカ社会において、人種混雑が進んでいる現実に対応したものとも言えよう。しかしその一方で、アメリカの人種問題は依然として「白人-黒人」問題として語られることが多いのは何故だろうか？黒人問題(白人-黒人問題)には、他の人種関係にはない以下のような問題点が存在すると考えられる。

自発的移民でないこと(黒人移民を除く)、主人と奴隷関係という負の歴史を背負っていること、外見で判別しやすいこと、南部対北部の対立の歴史を内在していること、文化的アイデンティティが曖昧であること(「アメリカ文化」のサブカルチャー?)、メルティング・ポット理論、文化多元主義、多文化主義理論の枠組だけでは解決しきれない問題。

1. 黒人問題と人種差別解消政策(desegregation policies)の展開

表1 黒人問題略年表

年	事件
1619	20人の黒人奴隷、イギリスの北米初の植民地ジェームズタウンに輸入される。
1641	マサチューセッツで奴隷制度合法化
1776	アメリカ独立宣言
1777	ヴァーモントで奴隷制廃止
1783	マサチューセッツで奴隷制廃止
1793	逃亡奴隷取締法
1808	イギリス奴隷貿易禁止
1820	「ミズーリ協定」(北緯36度30分を自由州と奴隷州の境界に)
1857	ドレッド・スコット判決(=「ミズーリ協定」は憲法違反で、奴隷が「自由州」に移住しても「自由民」とはなれないと判断した)
1861	南北戦争(~65)
1863	奴隷解放宣言
1865	憲法修正第13条(奴隷制度の廃止)
1868	憲法修正第14条(黒人市民権)
1870	憲法修正第15条(黒人選挙権)
1890	ミシシッピ州で黒人選挙権剥奪、この頃南部で黒人に対するリンチ激増
1896	「プレッシー対ファガソン判決」(『分離すれども平等』)
1909	全米黒人地位向上協会(NAACP)結成。
1954	ブラウン判決(人種別学は違憲と判断)
1955	アラバマ州モントゴメリーでバス・ボイコット運動
1957	リトルロック(アーカンソー州)高校事件(アイゼンハワー大統領、連邦軍派遣)

1963	ワシントン大行進に20数万人集結、ケネディ暗殺
1964	市民権法（公民権法）成立、キング牧師ノーベル平和賞受賞
1965	マルコムX暗殺、投票権法、ワッツ暴動
1966	ブラック・パンサー党結成
1967	サーグッド・マーシャル、黒人初の連邦最高裁判事に
1968	キング牧師暗殺、全米125都市で人種暴動、住宅差別禁止法
1977	アンドルー・ヤング、黒人初の国連大使に
1978	「カリフォルニア大学対バッキ - 判決」（入学者選抜における人種枠の違憲判決）
1981	アンドルー・ヤング、アトランタ初の黒人市長に。
1989	ダグラス・ワイルダー、黒人初の州知事に（ヴァージニア州）、D・ディンキンズ、ニューヨーク初の黒人市長に、コリン・パウエル、黒人初の統合参謀本部議長に。
1990	シャロン・ディクソン、ワシントンDC初の黒人女性市長に。
1991	人種や性別による職場差別を禁ずる1991年市民権法成立
1992	ロサンジェルス暴動
1995	O・J・シンプソン無罪判決。ファラカン率いる黒人男性100万人行進
1996	福祉改革法成立（AFDC廃止）
2001	パウエル、国務長官に就任。ライス、国家安全保障担当大統領補佐官に就任。
2002	トレント・ロット共和党上院院内総務が、ストロム・サーモンド上院議員の100歳の誕生パーティで「1948年の大統領選挙で、（当時、人種差別主義者だった）サーモンド氏が当選すべきだった」と発言、激しい批判を浴びて、院内総務を辞任。

表2 全米の黒人公選公職者数

年	総計	男性	女性
1970	1469	1309	160
1975	3503	2973	530
1980	4912	3936	976
1985	6056	4697	1359
1990	7370	5420	1950
1995	8419	5782	2637
1996	8579	5830	2749
1997	8656	5847	2809
1998	8868	5944	2924
1999	8936	5939	2997
2000	9040	-	-

1870年の憲法修正15条で黒人参政権が認められ、1909年には全米有色人種地位向上協会（NAACP）が結成されるなど、19世紀末から20世紀初頭にかけても黒人問題の法的改善に向けての進展があったが、実際には識字テストや投票税、祖父条項（1867年時点で投票権があったかどうか）などによる投票参加の事実上の制限や、1896年の連邦最高裁「**ブレッシー対ファガソン**」判決のように、「**分離すれども平等（Separate, but Equal）**」が原則とされ、鉄道などの公共交通や各種公共施設、住宅・教育・雇用などでの人種隔離が継続した

転機となったのは、1954年の「**ブラウン対トピーカ教育委員会**」判決。人種別学は違憲と判断。1957年にはリトルロックの白人高校への黒人生徒の入学に抵抗したアーカンソー州知事に対して、アイゼンハワー大統領は連邦軍を派遣して認めさせた

1955年のバスボイコット事件。M・L・キングというすぐれた指導者を得て、白人リベラル層も巻き込んだ公民権運動が盛り上がる。1963年のワシントン大行進（有名な「I have a dream」演説）公民権運動に同情的だったケネディ大統領と彼を引きついたリンドン・ジョンソン大統領の主導で**1964年の市民権法**の成立。公共的な場所における人種差別の禁止。雇用における人種・宗教・性による差別の禁止。人種共学促進のための措置。被差別者に代わって訴訟を起こす司法省の権限。黒人の投票権の保護（**65年投票権法**へ）

…一連の人種差別撤廃政策は、連邦最高裁など非公選エリート主導の政策過程であった。

市民権法の成立にもかかわらず、1965年のロサンジェルスでの**ワッツ暴動**など黒人暴動がくり

ーブランド、シカゴ、デトロイトなど全米主要都市で相次いで起こる。(法的平等の実現による期待の高まりと現実の社会経済生活の改善の遅れのギャップの増大が一因)。

キング牧師の非暴力路線やリベラルなスタンスが、白人中産階級をも巻き込んだ公民権運動の成功の要因だったが、法制改革後もいっこうに改善されない生活に不満をもった黒人たちを葉池に、よりラジカルで、戦闘的な**ブラック・パンサー党**(1966)や、マルコムXやモハメッド・アリで有名になった、黒人分離主義のイスラム教団**ネイション・オブ・イスラム**(1934~)のような**ブラック・ナショナリスト**組織も登場した。

図1 黒人の政治的社会的態度

アメリカン・システムを支持(容認)

黒人中産階級 受動的	黒人共和党議員 黒人政治家 積極的
潜在的な不満層・非有権登録者 脱政治層	ブラック・ナショナリスト (ネイション・オブ・イスラムなど) 分離主義

アメリカン・システムを不支持(非承認)

「ブラウン判決」以後の強制バス通学などの様々な施策によっても、黒人と白人の住み分け状況は改善されず(表4)、人種統合教育もなかなか進展しなかった。(地価などの市場原理の要因のほかに、不動産会社による steering などの差別慣行、住宅ローンの貸し出し条件における差別なども存在した)。黒人中産階級が成長してからも混住は進まなかった(例えば現在は黒人の27%が郊外に居住、ワシントンDCでは62万人、アトランタでは50万人、ロサンゼルスでは40万人の黒人が郊外に居住しているが、白人とは別のコミュニティを作っている)。

黒人が集住していることが、1970年代後半以降、黒人政治家の台頭をもたらす一要因となった(アジア系の場合は集住してないためになかなか代表出せない)。...一方で「**ショー対レノ**」判決(1993)のように「**人種的ゲリマンダリング**」の合憲性が争われるようになった。

黒人市長、州知事、最高裁判事、統合参謀本部議長などのパワーエリートの登場。

実際に、黒人政策にもたらした効果以上に、象徴的效果が大きい(自尊心を高める)。

こうした黒人政治家が着実に成長した反面、60年代に白人警官による黒人に対する暴力がきっかけとなった暴動がおこった(1992年**ロサンゼルス暴動** 1991年**ロドニー・キング**事件が引き金)。

ロサンゼルス暴動では、黒人住民が韓国系のデリカテッセンなどを襲撃、**黒人 - 韓国系住民の対立**の問題がクローズアップされた。(スパイク・リー監督の映画 "Do the Right Thing" がこの時期のコミュニティにおける人種対立をヴィヴィッドに描いている)。

2. 人種問題についての現在の認識(表6、7参照)

1999年秋に行なわれた人種問題についての意識調査によると、コミュニティにおいてほとんど人種差別がないとするのが白人では75%に登るのに対して、黒人では36%に留まっており、人種間の人種問題に対する認識ギャップが大きい(表7)。ただし人種関係全般の改善については、人種を問わず悲観的な意見が大半である。また人種問題に対する白人の「無関心」がほぼ一貫していることも特徴的である。他方で、黒人内部にも全てを人種問題化する racialization に対する反発が中産階級を中心に出てきている。

3. 現在の黒人問題

- ・ **<強制バス通学の功罪>** - 人種統合教育をめざして通学バスによって、統合学校へ黒人学生あるいは白人学生を通学させる 必ずしも黒人学生の学力向上につながらず、むしろ白人中産階級層の郊外への脱出(White Flight)を促進した。また黒人児童も近隣住区 neighborhood を離れて遠くの学校に通うことを必ずしも望まなかった。

・ **<アファーマティブ・アクション>** (affirmative action **積極的差別是正措置**の問題) ニクソン政権以後、従来、過少代表されてきた少数民族や女性・障害者などに雇用・昇進・入学などの機会を積極的に与えるよう指導するアファーマティブ・アクション政策が推進された **黒人の社会経済的地位の向上に貢献し、黒人中産階級も幅広く形成されるようになった。** しかし具体的な数値目標を設定して少数民族を優遇するため、「逆差別」という批判も根強く起こってきた。

1978年「カリフォルニア大学評議会 対 アラン・バッキ - 」判決

連邦最高裁は黒人を優遇する入学制度について違憲判断

90年代末にはカリフォルニア大学も中国系総長の下で、入学における人種枠の撤廃方針を打ち出した(後に撤回) 黒人、白人学生が減少し、アジア系学生が増えるという傾向がみられる(人種間「学力格差」の問題がからむ複雑な問題である)

- ・ **<アンダークラス>** - 黒人中産階級や企業の郊外への脱出と、産業構造の転換による単純労働の喪失によって社会経済的資源を奪われた最貧層が都市中心部(インナーシティ)に取り残され、犯罪・麻薬取引などの温床になっているという議論(William J. Wilson, *The Truly Disadvantaged*, 1987、ウィルソンは近著 *The Bridge over the Racial Divide*, 2001 でも同様な経済構造重視の考え方を展開している。)
- AFDC(**要扶養児童家族補助金**)などのリベラルな福祉政策が貧困母子家庭を生み出したという保守派の議論(Charles Murray, *Losing Ground*, 1984)に対する反論。
- ・ **若年出産・婚外子・母子家庭の増加**・・・「結婚対象有職男性」が問題(表9)。また白人・黒人間の結婚年齢格差は大学進学率とも相関関係がある。
- ・ **SATなどの学力格差論争** - 大学入試用の標準テストであるSATで白人、黒人などの人種間で「学力」格差があるのは、白人と黒人の学生の社会経済的環境の格差があるせいであるのか、テストの問題が「白人(WASP)文化」有利にできているのか、それとも単に黒人の学力が低いのか、が議論の対象となっている。
- ・ **「ベル曲線論争」** - 1994年に出版された、Richard J. Herrnstein と Charles Murray の *The Bell Curve* - IQの差と所得格差などの社会経済的成功の因果関係を示すとともに、黒人のIQが、白人やアジア系のIQよりも低いことを示し、「IQの低さゆえに社会的底辺にいる人々は福祉政策などによる救済は不可能である」と主張し、猛反発を招いた。
- ・ **「ヘイト・クライム」** - 黒人、アジア系、ヒスパニックなどの人種的マイノリティや、同性愛者、外国人などに対する破壊・放火・傷害・暴行・殺人などの犯罪行為が1990年代に急増
1990年には「ヘイトクライム統計法」、1994年「ヘイトクライム処罰強化法」、1996年「教会放火防止法」などの関連法が制定されている。

<人種問題とアメリカ社会 - 諸問題はどう関連しているのか? >

現在のアメリカの人種問題の複雑さは、貧困問題と人種問題がリンクすることにより、福祉、貧困、犯罪などの問題が黒人問題として捉えられがちなことである。黒人内でも階層分化が進むことにより、アファーマティブ・アクションに批判的な、保守系のアッパーミドルの黒人も増加している。また大学入学制度に見られるように、同じマイノリティ(非白人)の中でも白人よりも高収入・高学力を示すアジア系なども増えており(表8 - 所得)、人種間関係はより複雑化している。もともと個人主義志向が強いアメリカで、黒人問題の解決も含めて、貧困問題や人種問題を政策として取り組むべき社会構造全体の問題として捉えるのか、それとも個人の問題に還元するのが政策スタンスの大きな分かれ目となっている。公民権運動期と違って、一応の法的平等や黒人中産階級の成長も見られるようになった今日、マイノリティ政策へのコンセンサス形成が困難になってきているといえよう。

[安岡ホームページ・トップへ](#)